

# 茨木市 J P Q R 導入促進給付金 募集要領

## 1 事業の目的

この事業は、国が推進するQRコード決済の統一規格である J P Q R の普及を図り、キャッシュレス化の推進を図ることを目的としています。

## 2 給付対象者

商品・サービスの取引に係る決済において、J P Q R を導入する市内事業者を給付の対象とします。

## 3 対象要件

次のいずれにも該当することが要件となります。

- ① 申請日までに J P Q R を導入していること。
- ② 申請日及び交付決定日において、市内での営業の実態があること。
- ③ 給付金受給後も市内で事業を継続すること。
- ④ J P Q R の導入に対して、市から他に助成を受けていないこと
- ⑤ 既にこの茨木市 J P Q R 導入促進給付金交付要綱に基づく給付金の交付を受けていないこと。
- ⑥ 市税を滞納しておらず、又は滞納解消に取り組んでいること。
- ⑦ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 6 号に規定する暴力団員及び茨木市暴力団排除条例（平成 24 年茨木市条例第 31 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団密接関係者でないこと。

## 4 給付金額

1 店舗につき 30,000 円とします。

複数の店舗又は事業所を有する事業者は、それぞれの店舗又は事業所について 30,000 円とします。

1 事業者の上限額は 150,000 円とします。

## 5 申請受付期間

令和6年4月15日（月）～令和7年3月14日（金）※必着

## 6 申請方法

申請受付期間内に、下記提出先まで

- ① 提出先 茨木市 産業環境部 商工労政課（市役所本館7階）  
〒567-8505 茨木市駅前三丁目8番13号
- ② 提出方法 商工労政課へ関係書類を直接提出、または郵送  
（令和7年3月14日必着）

## 7 申請に必要な書類

- 茨木市JPQR導入促進給付金交付申請書（様式第1号）
  - 誓約書（様式第2号）
  - JPQRの導入完了が分かる通知書等の写し（「JPQRキット」のお知らせ等）
  - JPQRの導入状況を確認できる写真
  - 給付金の振込口座が確認できる書類
- ※その他、必要な書類を提出いただく場合があります。

## 8 給付金の支払

審査のうえ、申請が適正であると認められましたら、給付金請求時にご指定いただいた金融機関に振り込みます。

## 9 給付の取り消し等

下記に該当する場合は、給付金を交付しないことや、交付された給付金の一部又は全部を返還していただくことがあります。

- (1) 茨木市JPQR導入促進給付金交付要綱に違反したとき
- (2) 虚偽その他不正な行為により給付を受け、または受けようとしたとき
- (3) その他、市長が不適切と認めたとき

## 10 問い合わせ先

茨木市 産業環境部 商工労政課

茨木市駅前三丁目8番13号（市役所本館7階）

電話：072-620-1620

メールアドレス：[syokorosei@city.ibaraki.lg.jp](mailto:syokorosei@city.ibaraki.lg.jp)